

補聴器の購入を希望する方へ

平成31年4月から、 補装具費支給制度で購入する際に 希望する名称の補聴器が選べるようになりました

大分県ではこれまで、市町村で支給決定された名称の補聴器しか購入できませんでした。今回、以下の3つの要件をすべて満たす方に限り、希望する名称の補聴器が購入できるように見直しました。

この見直しは、市町村の申請受理が平成31年4月1日以降の方が対象です。

要件

- ① 申請する前に、補聴器業者で補聴器の試用を行うこと
- ② 希望する補聴器は、市町村で支給決定された補聴器と同等の補聴効果があり、円滑に操作できるものであること
- ③ 希望する補聴器の金額と、市町村で支給決定された補聴器の金額との差額の自己負担を本人が希望すること

差額を自己負担することにより購入できる補聴器

市町村が支給決定した補聴器の名称	差額自己負担で購入が可能な補聴器の名称
高度難聴用ポケット型 高度難聴用耳かけ型	高度難聴用ポケット型 高度難聴用耳かけ型 耳あな型（レディメイド・オーダーメイド）
重度難聴用ポケット型 重度難聴用耳かけ型	重度難聴用ポケット型 重度難聴用耳かけ型 耳あな型（レディメイド・オーダーメイド）
骨導式ポケット型	骨導式眼鏡型

※「高度難聴用」↔「重度難聴用」等上記矢印以外の変更はできません

【問い合わせ先】
大分県こころとからだの相談支援センター
（大分県身体障害者更生相談所）
電話 097-542-1209